

令和元年第10回教育委員会議事録

令和元年7月10日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和元年7月10日（水） 午後2時00分～午後2時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 教育企画担当部長 白石 高士 学校整備部長 中村 一郎
教育人事企画課長

生涯学習担当部長 安藤 利貞 庶務課長 都筑 公嗣
中央図書館長

学務課長 村野 貴弘 学校支援課長 市川 雅樹

学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備課長 岡部 義雄

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター長 平崎 一美
所

済美教育センター 東口 孝正 済美教育センター 古林 香苗
統括指導主事

済美教育センター 宮脇 隆 中央図書館次長 加藤 貴幸
教育相談担当課長

副参事 倉島 恭一
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第47号 杉並区立高円寺小学校、杉並区立高円寺中学校及び杉並区立高南中学校の指定通学区域について

議案第48号 杉並区図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について

(報告事項)

- (1) 平成30年度体罰等実施把握調査の結果について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 次世代型科学教育の新たな拠点の整備について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

- 議案第47号 杉並区立高円寺小学校、杉並区立高円寺中学校及び
杉並区立高南中学校の指定通学区域について・・・・・・・・・・ 4
- 議案第48号 杉並区図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について・・・・・・・・ 7

報告事項

- (1) 平成30年度体罰等実施把握調査の結果について・・・・・・・・・・ 8
- (2) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・ 9
- (3) 次世代型科学教育の新たな拠点の整備について・・・・・・・・・・ 9
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・ 14

教育長 ただいまから令和元年第10回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程でございますが、議案2件、報告事項4件を予定しております。

教育長 それでは本日の議事に入ります。まず議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1議案第47号「杉並区立高円寺小学校、杉並区立高円寺中学校及び杉並区立高南中学校の指定通学区域について」を上程いたします。学務課長からご説明申し上げます。

学務課長 それでは議案第47号杉並区立高円寺小学校、杉並区立高円寺中学校及び杉並区立高南中学校の指定通学区域について説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。本議案は1月28日に報告させていただきました内容を今回議案として提案させていただくものでございます。

議案の2ページ目をご覧ください。提案理由としまして、区議会第2回定例会で議決されました杉並区立学校設置条例の一部改正に伴いまして、杉並区立高円寺小学校及び杉並区立高円寺中学校の指定通学区域を定める必要があるため、また杉並区立高円寺中学校の指定通学区域を高円寺小学校と合わせた地域とすることに伴いまして、杉並区立高南中学校の指定通学区域を変更する必要があるためのものでございます。

1は、高円寺小学校及び高円寺中学校の指定通学地域でございます。後ろの参考資料の1をご覧くださいませでしょうか。こちらのA1、A2、Bの地域のところでございます。2が高南中学校の指定通学区域でございます。参考資料の1のC、D、Eの地域でございます。2ページ目に戻っていただきまして、在学者の取り扱いとしましては、令和2年3月31日において高円寺中学校及び高南中学校の第1学年及び第2学年に在学する者の通学区域は、従前の通りといたします。施行日は令和2年4月1日でございます。参考資料1が現在の通学区域と、新しい通学区域を示したものでございます。杉四小、杉八小の通学区域が、高円寺小の通学区域となりまして、高円寺中の通学区域は高円寺小の通学区域

と合わせたものでございます。それに伴いまして、高南中学校の通学区域を変更するものでございます。参考資料2をご覧くださいませうか。こちらが新たな通学区域の指定に伴いまして、特例措置案として取りまとめた内容でございます。通学区域が変更になるB、Cの地域につきましては、平成28年度から特例措置を設けてきましたが、改めまして特例措置を設けるものでございます。A2及びBの地域につきましては、杉八小に在学している児童に対する転校への配慮をする内容となっております。最後の行のところでございますが、高円寺小学校在学生在が、高円寺中学校への入学をする際に配慮する内容となっております。特例措置は令和4年まで継続しますが、新校開校後、3年間は児童生徒の就学実態や、隣接する学校の状況を見守って、検証を行い、特例措置として継続するかどうかも併せまして検討していく予定でございます。なお、新たな通学区域及び特例措置案につきましては、高円寺地域における新しい学校づくり懇談会、保護者、学校関係者、町会等からのご意見を踏まえて取りまとめた内容となっております。私からの説明は以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

久保田委員 新しい通学区域の案であります。これまで関係地域あるいは関係者との意見調整を終えてということでお話しがありました。これまでの説明の中で実際の主な意見、対応等ありましたら教えてください。

学務課長 1月28日の報告のときに主な意見、要望については資料として出させていただいたのですが、その後どのようなことを言われているかということ、この変更に伴いまして、通学区域が遠くなるとか、そういうことにどういうふうに対応していただけるのですかという意見があり、検討会の中に通学路の小部会を設けまして、実際に歩いてみて通学路についても今後、これに合わせて変更していく予定でございます。

教育長 高円寺小学校に入学している子どもが、高円寺中学校に進学する場合も特例、要するに学区域によっては特例を引っ張ってくる子もいますよね。それも暫定的に決めておくということですか。それとも高円寺小学校に入っている者には、今後とも暫定期間がなくなっても、そのまま高円寺中に行けるということですか。

学務課長 小学校に入った方が、中学になると指定校が変わるような場合

があると、今度は中学校の指定校変更がまた必要になってくるような形なのですけれど、こちらについては特例措置として、高円寺小学校に行っている方につきましてはそのまま持ち上がりするということで、それにつきましては一応3年間、まずは見させていただいて、その後それについては本格的にそのままにするかどうか、決定させていただくような予定で考えてございます。

伊井委員 杉三小学校に授業の見学で伺ったときに、やはり今まで高南中に行くつもりでいた方とか、そのあたりももちろんわかっていたことではあるけど、実際通学路が決定したときに、子ども達の間や保護者内で様々な迷いだったり、わからないことだったり、不安だったりということがあるお話を、学校支援本部の方からお伺いしました。ただお話しを伺っていると、ここまで進めてこられた経緯もすごく丁寧にやっつけらるなという印象があるので、このままある程度は線引きをしなくてはならないところはやがて来るとは思うのですね。すべてのことにお応えするというのは、すごく大変なことだと思いますので、ただご配慮いただきながら、子ども達、保護者の方の不安ができるだけ軽減されるような形で進めていただけたらありがたいなと思うのと、やはり環七がありますので、その辺の安全面とか、通学路がこれまでと変わることに対する安全面等にもご配慮いただけたらありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

学務課長 委員のおっしゃっていただいたとおり、環七を渡ることに対して、保護者の方々がとても心配しております。そこで環七についても少し一部分通学路を変更したり、あるいは歩道橋を渡っていただくようにしているのですけれど、歩道橋の柵についても、もう少し高くして子ども達が落ちたりしないような配慮とかも第三建設事務所の方に要望したりとか、私も実際に周ったのですけれど、防犯の専門家の人にも一緒にまわってもらいまして、通学路はなるべく安全なところ、安全なところということで、今回今変更するような段取りで進めておりますので、委員のおっしゃる、なるべく心配が軽減されるようなことを対応していきたいなと考えてございます。あとこれとは直接ではないのですけれど、今防犯カメラの設置を各学校で、少し増設するというところでやっているのですが、それ以外にも、登下校につきまして今危機管理の方で安全パトロール隊というのが3台あるのですけれど、その他に3台委託の安全

パトロール隊もありまして、6台で各小学校の下校時、特に2時半から3時半ぐらいに周らせていただいています。安パト隊の放送で、「これから下校時間が始まりますので、地域の皆さん見守りをお願いします」というふうな放送も流すようにしています。それと共に見守り情報でも7月から、「これから下校時間になりますので、地域の皆さん見守りを協力お願いします」というのも流すようにしたりとか、区を挙げて登下校時の安全対策には取り組んでございます。

伊井委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。それではないようですので教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第47号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第47号につきましては原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは続きまして日程第2、議案第48号「杉並区立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を上程いたします。中央図書館次長から、ご説明申し上げます。

中央図書館次長 それでは議案第48号「杉並区立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」をご説明いたします。本議案は杉並区立図書館条例に基づき委嘱しております杉並区立図書館協議会委員のうち1名の委員からの申し出による解嘱に伴い、新たに委嘱をするものでございます。令和元年6月10日委嘱の現委員のうち、菅野理樹夫委員から、辞任したい旨の申し入れがございました。これに伴い、菅野委員を解嘱し、新たに新井健之委員を委嘱いたします。なお、新井委員の任期は前任者の在任期間である令和元年7月11日から令和3年6月9日までとなっております。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

折井委員 確認をさせていただきたいのですが、この度の交代が個人的な事情というよりは、高千穂大学内での人事異動に伴い図書館長が変わったということに伴って、この同じポストの方に委嘱をするという理解で

よろしいでしょうか。

中央図書館次長 大学から区が推薦をしていただいているというような関係がございまして、菅野委員につきましては、新たな第19期の委員を委嘱する際に、その辺の推薦をいただいていたのですけれども、大学内部の人事異動ということで新たな図書館長にしたいというようなお申し出がありましたので、それにつきまして、今回これまでの委員については解嘱し、新たな方を委嘱するという手続きを踏みたいということでございます。

庶務課長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第48号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議」なしの声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第48号につきましては、原案のとおり可決といたします。

教育長 以上で議案の審議を終わります。引き続き報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは報告事項1番「平成30年度体罰等実態把握調査の結果について」、教育人事企画課長からご説明申し上げます。

教育人事企画課長 私からは「平成30年度体罰等実態把握調査の結果について」ご報告をいたします。これは昨年度東京都教育委員会が実施いたしました都内公立学校における体罰等の実態把握調査について、杉並区の案件をご報告するものでございます。調査対象、対象期間、調査方法につきましては記載の通りでございます。結果でございますが、平成30年度杉並区に係る体罰事案はありませんでした。引き続き校長会や副校長会において、管理職への指導を徹底していくとともに、各学校において、東京都からの資料も活用しながら、服務事故防止研修を実施し、服務の厳正について教職員の意識を高めてまいりたいと思います。私からは以上でございます。

庶務課長 それではただ今の説明につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

それでは続きまして報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてご報告させていただきます。今回は令和元年7月1日任命の方2名で、任期が2年になります。お二方とも浜田山小学校の校長推薦を受けての委員となります。上段齊藤勝氏ですが、元区費教員になりまして、ICT分野に強く、済美教育センターでも活躍された経歴を持ち、現在は帝京平成大学で講師をしており、大学から浜田山小学校にインターンを送るなど、小学校とも関わりの深い方となっております。下段の河田慶子氏は、令和元年度のPTA会長で保護者枠としての委員となります。私からの説明は以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。それではないようですので、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、報告事項3番「次世代型科学教育の新たな拠点の整備について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは次世代型科学教育の新たな拠点の整備についてご報告をいたします。杉並第四小学校の跡地活用につきましては、施設再編整備計画の第二次実施プランで、震災救援所機能を維持する、高円寺北子供園を拡充するということのほかに、次世代型科学教育の新たな拠点の整備、集会機能の整備という内容になってございます。このうち次世代型科学教育の新たな拠点について今後の進め方について、ご報告をいたします。

新たな拠点の整備目的でございますが、平成28年の3月に科学館が閉館いたしまして、その後生涯学習分野における科学教育は、社会教育センターを当面の拠点として、「出前型・ネットワーク型」の次世代型科学教育事業を実施してまいりました。この度新たな拠点を整備いたしまして、これまで実施してきた次世代型科学教育事業と一体的に運営を行うことで、更なる科学教育の充実を図るものでございます。

新たな拠点の整備方針でございますが、参加型・体験型の魅力ある科学のプログラムを企画し、提供する場、継続的な学びですとか、研究の支援及び人材育成の場、気軽なコミュニケーションの場、サイエンスフ

ェスタなどで構築しておりますネットワークを継続して構築するという
ことと、次世代型科学教育事業の企画立案、実践の場としてまいりたい
と考えてございます。なお、整備にあたりましては、民間活力の導入を
考えてございます。参考資料で2枚目に付けておりますが、サウンディ
ング型市場調査で実施をしたいということで考えてございます。このサ
ウンディング型市場調査は区にとっては事業検討に向けた市場性の有無
やアイデアを把握できるということと、民間事業者にとりましては、自
らのノウハウ等を取り組みに反映して、参入しやすい環境にしていける
などのメリットがございます。今回の手法はこちらの資料にあります対
話②ということで公募条件、検討段階でのサウンディング型市場調査と
いうことになってございます。主なスケジュールでございますけれども、
すでに実施要領は6月24日に公表しておりまして、昨日民間事業者向け
の説明会、現地見学会がございまして、12社の参加を得ております。こ
の後8月8日、9日に民間事業者との直接対話、個別の対話を実施しま
して、その対話の結果を受けまして8月上旬から整備方針を具体化して
参りたいというふうに考えてございます。私からは以上です。

庶務課長 それではただ今の説明につきましてご意見ご質問等ございま
したらお願いいたします。

對島委員 新しい拠点ができるということととても楽しみにしておりま
すが、科学館が閉館した後、済美教育センターは学校への出前授業とか
プラネタリウムとかをやって、社会教育センターの方は、色々イベント
とかで科学的な教育部分をやって下さったと思うのですが、その今まで
やっていた済美教育センターへの学校への部分に関しては、今までどお
り済美教育センターの方でやって、ここの新しい拠点とはあまり連携と
いうのはないということなのではないでしょうか。

生涯学習推進課長 委員ご指摘のとおり学校教育部門につきましては、引
き続き済美教育センターの方で、担っていくということでございます。
こちらの新たな拠点につきましては生涯学習分野の拠点ということに
なりますけれども、ただ、いわゆる学校教育を進めるうえで、新たな科
学の拠点には専門分野の人材も配置されると考えておりますので、学校
教育における科学教育を進めるうえで、後方支援的なことはできると考
えてございます。

對島委員 そうすると今までの科学館ですと、例えば普通に学校をやって

いる間に先生と一緒に科学館へ出かけて行って、実験の授業をするとか、そういうことをやっていたのですが、そういうことを新しい拠点では想定はされていないということでしょうか。

生涯学習推進課長 例えば学校教育で行われていない特別な実験を受けたいというようなご希望があれば、それは当然新たな拠点でも受け入れられるというふうに考えておりますし、そういうものは積極的に受けていただきたいと考えておりますので、運営は民間事業者をお願いしていく予定でございますけれども、その辺の条件はきちんとして説明した上で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

折井委員 学校教育の場においても協力していただけるということで安心をするのですけれども、一方でそもそもこの拠点の整備というのは、どのくらい区が、どういうふうに質問すればいいか自分でもよくわからないのですけれども、要は場所を貸し出しする。でも基本的に民間活力を借りるということで、実際には民間がそれなりのきちんと経営が成り立つような入場料だとか、入館料をとって、運営するということになると思うのですが、区が関わっていくということの意義というのでしょうか。そのあたりのところを教えてくださいませんか。例えば色々な所、お仕事だったらキッザニアのような、かなり子ども達にうけているところがあると思うのですけれども、要はそういうものの科学版ができるという理解なののでしょうか。それともやはり区が深く関わるということで、違うことを目指すのでしょうか。そのあたりのところがまだここからスタートするということはよくわかるのですけれども、大きな目的というのでしょうか。区が関わることの目的を教えてくださいませんか。

生涯学習推進課長 次世代型科学教育というのは、今まで科学館があったときの、科学教育、生涯学習分野での科学教育の進め方とは違った考え方で進んでおります。固定的な、そこに来館しないと全ての科学教育が受講できないという形ではなくて、「出前型・ネットワーク型」で展開してまいりました。今社会教育センターを当面の拠点としている「出前型・ネットワーク型」事業はこちらの新たな拠点に移りましても、継続して続けていく予定でございます。その上でやはりこれまで社会教育センターで培ってきたネットワークですとか、地域に出ていくためには色々な調整が必要になってまいりますので、全く民間に運営を任せて、

それで済むということにはなりませんので、そういう調整の部門は生涯学習推進課で担いながら連携してやっていくということでございます。

伊井委員 今後のスケジュールのところに対話の実施と書いてあるのですが、対話という部分なのですけれども、対話するというのはまず先方はNPOだったり、企業さんであったりするのでしょうか。相手方はそうなののでしょうか。こちら側は生涯学習推進課でなさるのか、それとも例えば学校関係者とかも入ってなさるのか。そのあたりのこちら側の構成員の方向性が決まっていれば教えていただきたいのと、対話ということとこれまでのこういうことが決まるプロポーザルというか、利点や良い所というか、一歩進んだ形なのか、今の現代のやり方で契約とかそれ以外に様々なことを話し合うとか、やはり対話だから向こうのパワーポイントで色々な計画を聞くのとちょっと違うのかなと思うのですが、その辺の違いを教えていただけたらと思います。

生涯学習推進課長 まず対話でございませけれども、それは、相手方は法人、それはNPOですとか、株式会社のところもありますし、法人になりますけれども、そこと対話を聞く側は生涯学習推進課の事務局がお聞きいたします。その内容につきましては、公表が前提になっておりますので、その後公表するというところでございます。公募型プロポーザルとの違いというご質問でしたけれども、公募型プロポーザルは逆にこの後、行われる。つまり今回の施設は次世代型科学教育の拠点という新しい施設ということと、色々な施設が複合しておりますので、いきなりこちらで公募をやってもそれを受けられるところがあるのかなというところが、はっきりつかめないわけですし、それを対話によって、どういう条件であれば参入できるのかですとか、そういうことを対話によって確認した後に、つまり公募の条件なども参入しやすい条件にして、それから公募のプロポーザルをかける。つまり公募のプロポーザルをかける前提の調査というふうに考えていただければわかりやすいかと考えてございます。

伊井委員 可能性に対する話し合いですか。

生涯学習推進課長 それはそうです。ご指摘のとおりでございます。ですからサウンディング型市場調査は、極論を言いますと、そういう参入可能性がないということがわかるのも、その効果というか、やることの意味のひとつでございまして、もちろんそれが上手く全体を運営できるよ

うな事業者なり、参入条件が設定できれば一番望ましいのですけれども、それができないという内容になってきた場合には、それもまたひとつのこの市場調査の成果というふうに言われてございます。

伊井委員 科学館がなくなったことによって、そのあとプラネタリウムが来てくれたり、出前の方々に専門家が来て下さって理科室で授業をやったりとか、すごく前向きに進んできたと思っていて、新たな可能性が理科の中で生まれたなと思っっているのですね。それとうまいこと調和し合っって、また更にここに気軽に最先端の科学に触れられるというのはすごく楽しみなことだと思いますし、子ども達がそれぞれに今後何をやっていくか、子供達がどんな人になりたいか、どんな事をやりたいかということを考えるときに、ひとつの良い示唆になると良いなど。あと駅から近くてすごく便が良いじゃないですか。そういった意味でも地域の方々の調和を図りながら、素敵な施設になるといいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

折井委員 先ほどのご説明で対話内容は、概要を公表するというお話だったと思うのですけれど、区側からすると、それは公平性を保つためということで理解できるのですが、企業のアイデアというのは実は虎の子と言うのでしょうか。こういうことをうちはできる、こういう秘密兵器がある的なこういうお話を公表してしまうというのは、それを納得して下さるところに来ていただくしかないのだと思うのですけど、そのあたりのことは、この説明会ではご説明なさって特に問題なさそうなのでしょうか。

生涯学習推進課長 もちろん実施要領の中にどういう条件で対話を行うかということについては記載をしております、基本的に聞く事項も記載をしております。もちろんそれが、公表が条件であるということもお示ししておりますので、その中でのやりとりは公表が前提になるということですので、特許に関わるというか、いわゆる我々としては、企業の民間事業者の持っているノウハウですとか、アイデアを取り入れて、次の段階での準備をしたいと思っておりますけれども、それを公表が前提だということを当然相手方はわかった上で、やりとりをすることになるというふうに考えてございます。

教育長 わかりやすく説明するために聞くのですが、どちらが市場を調査するのですか。

生涯学習推進課長 それは大変難しい質問でございます。まず基本的には私どもが、市場性があるかどうかという点を調査するわけですが、これは相手側にとってもメリットのある調査でございます。これによって、自分達の考え方を述べることによって、いわゆる参入可能性が高まるわけなので、調査自体はこちらが設定してやるものですが、民間事業者によってもプラスになる調査だということでございます。

教育長 だから対話と言うのですね。

生涯学習推進課長 そういうことでございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは報告事項3番につきまして以上とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは続きまして、報告事項4番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、引き続き生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 続きまして5月承認分の教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。5月分の合計でございますが、合計が27件でございます。定例・新規の内訳ですが、定例が25件、新規が2件となっております。共催・後援の内訳でございますが、共催が7件、後援が20件となっております。新規の2件でございますが、ひとつは2ページでございます。新規の後援で団体名は一般社団法人日本のおどり文化協会、事業名は「文化庁伝統文化親子教室、未来へつなげ“日本の心”日本のおどりこども体験教室」でございます。もう1件でございますが、5ページをご覧ください。新規の後援でございます。団体名がリーフラス株式会社、事業名が「スポーツデザインシンポジウム」となっております。私からは以上です。

庶務課長 それではただ今の説明につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 5ページの新規の「スポーツデザインシンポジウム」というのは、対象はどのような方々で、どのような感じですか。もう済んでいるようですが、ちょっと教えていただけますか。

学校支援課長 こちらのシンポジウムですが対象は一般の方を含めまして、部活動ですとかスポーツに関わる方達のシンポジウムになっております。私ども学校支援課の小林が講演者として出ておまして、そういったことも含めまして、杉並区の部活動の取組などを紹介させていただ

いたということも含めまして、後援とさせていただいております。

伊井委員 たくさんの方が来て下さったのですか。

学校支援課長 100人ぐらい、あとは教育の関係の新聞のほうに載ったりしております。

伊井委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。以上で報告事項の聴衆を終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。庶務課長連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会の開催予定でございますが、7月24日水曜日午後2時からを予定してございます。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。それでは本日の教育委員会を閉会とします。